

財務省告示第四百四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十二月五日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	の法律及びその条項	発行方法	発行金額	種類	発行行	発行価格	利率	経過利息の払込み	初期利子
利付国庫債券（十年）（第二〇四十三回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	額面金額で七百七十五億円	七十七億九千六百万円	円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十一月二十日	額面金額百円につき百円六十四銭	年一パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。	平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{61}{365}$$

